

暮らし



▷50◁

住宅リフォームは建て替えより比較的安価であることや、国がエコポイント・減税などで支援をしていることもあり、広がりがつづいています。

一方、500万円未満のリフォーム工事には建設業の許可が不要なので悪質業者も参入しやすいことや、建築技術は専門的で消費者には分かりにくい上に、新築住宅と比べて工事の内容が見え

住宅リフォームのトラブル予防①

悪質業者による詐欺に、きちんと調査せず消費者の不安感をあおり、「耐震補強」と称して必

要のない金具を売る手法などがあり、一人暮らしの高齢者がよく狙われます。代金トラブルには、台

業者を選ぶときは、設計事務所や設計士に依頼し、設計士が現場に立ち回り、設計図通りに行っているかを確認し、全体の監理もしてもらうとよいでしょう。

また、古い建物(特に1981年以前に建築したもの)の場合は、リフォームの機会に耐震診断を受けることをぜひ検討してみてください。次回

担当は 弁護士 貴子 成廣



いったものがあります。そのような被害やトラブルを防ぐには、どうしたらいいでしょうか。

特に、代金が高額になる場合や建物の構造上重要な部分(基礎・梁・柱・耐震壁など)にかかわる工事は、設計事務所や設計士に依頼した上で、設計図通りに行っているかを確認し、全体の監理もしてもらうとよいでしょう。

は、業者を選ぶ際の注意点などを紹介します。(なりひろ・たかこ、広島みらい法律事務所尾道支所)

- 紙屋町法律相談センター ☎082-225-1600
- ひがし広島法律相談センター ☎082-421-0021
- 備北法律相談センター ☎0824-64-1008
- 呉法律相談センター ☎0120-969-214
- 法律相談センター福山 ☎084-973-5900

暮らし



▷51◁

今回は業者を選ぶ際の注意点を紹介します。

悪質業者や建築的知識・技能が不足している業者もいるため、業者選びは大変重要です。複数の人から評判を聞いたたり、過去に手掛けた物件を見せてもらったり、きちんとした調査に基づいて業者を選ぶか、担当者か、消費者からの質

住宅リフォームのトラブル予防②

変更することは容易です。契約書に署名押印する前に、見積書と併ししっかりとその内容を確認してください。

消費者にとって簡単ではありません。困ったら、契約前に第三者の専門家に相談することをお勧めします。悪質業者による詐欺被害を予防する上で、事前に契約せず、第

業者を選定し、契約を交わした後も、業者任せにせず、契約書・図面に施工されているかを確認し、写真やビデオなどで記録を残しておくようにしましょう。追加工事の必要

が生じた場合も、その工場の必要性、構造への影響、金額の適正などを検討し、別途契約書を書き換えてください。

- 紙屋町法律相談センター ☎082-225-1600
- ひがし広島法律相談センター ☎082-421-0021
- 備北法律相談センター ☎0824-64-1008
- 呉法律相談センター ☎0120-969-214
- 法律相談センター福山 ☎084-973-5900



暮らし

担当は 弁護士 貴子 成廣



三者に相談することは有効です。相談先は県や市の相談窓口、弁護士や建築士らの専門家、また、住宅紛争処理支援センターが運営する電話相談「住まいのダイヤル」(☎0570-016-100)もあります。

工事完成後の引き渡し時には、契約通りにできなかったか、引き渡し後の定期点検・緊急連絡先の提示があるか、必要な保証書の交付があるかを十分確認し、納得した上で鍵を受け取り、残り代金を支払ってください。

さい。広島欠陥住宅研究会(☎082-224-2345)は、欠陥住宅被害の救済と予防のために弁護士や建築士らが活動している団体で、新築住宅や住宅リフォームに関するトラブルの相談に応じています。(なりひろ・たかこ、広島みらい法律事務所尾道支所)